

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(東大和市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東大和市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第18条の」を「前条の」に改める。

第21条の見出し中「臨時、非常勤職員」を「臨時職員」に改め、同条中「臨時に雇用する」を「法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された」に改め、「又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「給与は」の次に「、第2条から前条までの規定にかかわらず」を加え、「任命権者が」を「規則で」に改める。

(東大和市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 東大和市職員の分限に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期間は3年」を「期間は、3年(非常勤職員(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により短時間勤務の職に採用された職員(法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する法第28条の4第2項の規定により任期が更新された職員を含む。))を除く。))にあつては、1年。以下この項及び次項において同じ。)」に改める。

第4条第2項中「いかなる給与」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(同条例第2条に規定する手当に相当するものを含む。)、費用弁償及び期末手当)」を加える。

第5条中「任命権者が」を削る。

(東大和市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 東大和市職員の懲戒に関する条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(東大和市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)第2条に規定する手当に相当するものを除く。))」を加える。

第4条第3項中「給与」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(東大和市職員の給与に関する条例第2条に規定する手当に相当するものを含む。)、費用弁償及び期末手当)」を加える。

第5条中「任命権者が」を削る。

(東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「嘱託員」を「会計年度任用職員」に改める。

第12条第1項第5号及び第6号中「第11条第1項第4号」を「前条第1項第4号」に改める。

(東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和52年条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例

第1条中「いう。）」の次に「及び地方公務員法(昭和22年法律第67号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))」を加え、「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第2条に次の3項を加える。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、時間額により定めるものとし、4,000円を超えない範囲内において、職務に応じ、予算の範囲内で規則で定める。
- 3 前項の規定により報酬の額を定める場合には、職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤の一般職の職員の給与との均衡を考慮してしなければならない。
- 4 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条第2項中「一般職」を「常勤の一般職」に改め、同条に次の1項を加える。

4 所定の勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない時間数の報酬の額を支給しない。

第4条第1項ただし書を削り、同条第3項中「(嘱託員を除く。))」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「嘱託員等のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の嘱託員に該当する職員(以下「嘱託員」という。))」を「パートタイム会計年度任用職員」に、「任命権者が別に」を「規則で」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 パートタイム会計年度任用職員が出張したときは、常勤の一般職の職員の旅費相当額を支給する。

第5条中「任命権者が別に」を「規則で」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度内における任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、第2条第2項の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、常勤の一般職の職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「（第2条、第4条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同表電話教育相談員の項、メンタルヘルス相談員の項及びその他地方公務員法第3条第3項第3号に定める職の項を削る。

(東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 東大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳に達する日（第2条の3において「1歳到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、非常勤職員の養育する子の1歳到達日とする。

第3条に次の1号を加える。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の2第1項中「第17条第1項」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては、東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和52年条例第2号)第5条第1項)」を、「)の期間」の次に「(パートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日以前6箇月以内の期間)」を加え、同条第2項第2号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))」を「法」に改め、「給与」の次に「(パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬)」を加え、同条第3項中「している職員」の次に「(パートタイム会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。))」を加える。

第6条中「した職員」の次に「(非常勤職員を除く。以下この条において同じ。))」を加える。

第7条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第7条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員(法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員(法第28条の5第2項又は第28条の6第3項において準用する法第28条の4第2項の規定により任期が更新された職員を含む。))をいう。以下同じ。))を除く。)とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第8条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。))」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

第9条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間数に相当する報酬は支給しない。

第11条中「任命権者が」を削る。

（東大和市職員互助会に関する条例の一部改正）

第7条 東大和市職員互助会に関する条例（平成5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一般職」を「常勤の一般職」に改め、「規定する職員」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項において「法」という。）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」を加え、「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

（東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「含む。）」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部改正）

第9条 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「任命権者の」を「規則で」に改める。

第19条を次のように改める。

（非常勤職員等に対する特例）

第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、規則で定める。

2 法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、第2条から前条までの規定にかかわらず、規則で定める。

(東大和市消費生活センター条例の一部改正)

第10条 東大和市消費生活センター条例(平成28年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「委嘱する」を「任用する」に改める。

(東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 東大和市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大和市職員の給与に関する条例第18条の2の改正規定、第4条中東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第12条第1項第5号及び第6号の改正規定並びに第7条中東大和市職員互助会に関する条例第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 令和2年6月及び12月に支給する期末手当に限り、第5条の規定による改正後の東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の65」とする。
- 3 令和3年6月及び12月に支給する期末手当に限り、第5条の規定による改正後の東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の110」とする。